

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	一種(令和6年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第125号
令和4年7月21日
警察庁生活安全局保安課長

経過措置期間終了を見据えた広報啓発活動の強化について

クロスボウの所持等の規制を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律69号。以下「改正法」という。)は、本年3月15日に施行され、改正法の施行時、現にクロスボウを所持している者については、経過措置として、施行日から6か月間は、当該クロスボウに関する限り、所持禁止の規定を適用しないこととしているが、その所持者は、経過措置期間が満了する本年9月14日までに所持許可の申請又は廃棄等の措置を執らなければならない。

本年6月15日までに全国で引取りを行ったクロスボウの本数は、4,671本となったが、依然多くのクロスボウが自宅等に保管されている可能性がある。

過去に行っていたいわゆるダガーナイフの規制に伴う回収では、経過措置期間終了の残り1か月間で広報啓発活動を強化したところ、大量の剣を回収するに至った経緯がある。

各都道府県警察におかれては、経過措置期間終了までの残り1か月(本年8月15日から9月14日までの間)を「経過措置期間終了を見据えた集中広報月間」とし、これまでに引き取ったクロスボウの映像を活用したり、別紙の各都道府県警察における広報啓発例を参考にしたりして、効果的な広報啓発活動を展開し、改正法の規制内容の周知徹底とクロスボウの引取り等を一層強力に推進されたい。

別紙

1 インターネット上の広報

- 警察や自治体によるメールの配信
- 都道府県警察公式ホームページや都道府県警察公式twitterに掲載
- 都道府県警察公式YouTubeに広報動画を掲載
- 警察署において任命した防犯大使のSNSを通じた広報
- 自治体のホームページに掲載依頼
- 自治体が住民向けに運用しているLINEやアプリの活用

2 広報用ポスターを活用した広報

- 多くの人を利用する場所への掲示
(例：コンビニエンスストア、大型商業施設、公共交通機関、公民館、道の駅、温泉施設、図書館、高速道路サービスエリア等)
- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場に掲示
- 独自にA4版ポスターを作成し、交番や運転免許証更新窓口等で配布

3 警察による行事の機会を利用した広報

- 警察署協議会や交番・駐在所連絡協議会等における広報
- 猟銃等講習会等の各種許認可関係講習会における広報
- 防犯教室や交通安全教室等における広報
- 巡回連絡の際に交番だよりやチラシを活用して周知

4 マスメディアを通じた広報

- 記者レク等を実施
- 警察が回収したクロスボウの撮影の機会をつくり広報
- ラジオ放送による広報
- 新聞の広告欄や折り込みチラシによる広報

5 その他の広報活動

- ポケットティッシュに折り込む広告やのぼりを作成し、街頭啓発を実施
- シールやコースター等の啓発グッズを作成し、各種機会に配布
- 大型商業施設の電光掲示板に映像配信を依頼
- 教育委員会と連携した学校への広報
- 古物営業所や質屋に広報はがきを送付
- 国際交流センターや自治体の国際部門と連携した外国人向けの広報